

件名	愛媛県公害防止条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課、市町振興課
根拠法令等	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）
<p>【改正の概要】</p> <p>平成30年5月30日付けで公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により、工業標準化法が一部改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことから、県公害防止条例及び県手数料条例において該当する文言を改正するもの。</p> <p>(1) 県公害防止条例 県公害防止条例中、別表第1において有害物質等の測定方法として引用されている「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正する。</p> <p>(2) 県手数料条例 県手数料条例中、別表6その他の手数料のうち、以下の事務における交付手数料の「金額」に係る説明部分で引用されている「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付 	
施行日	平成31年7月1日
<p>【その他参考事項】</p>	